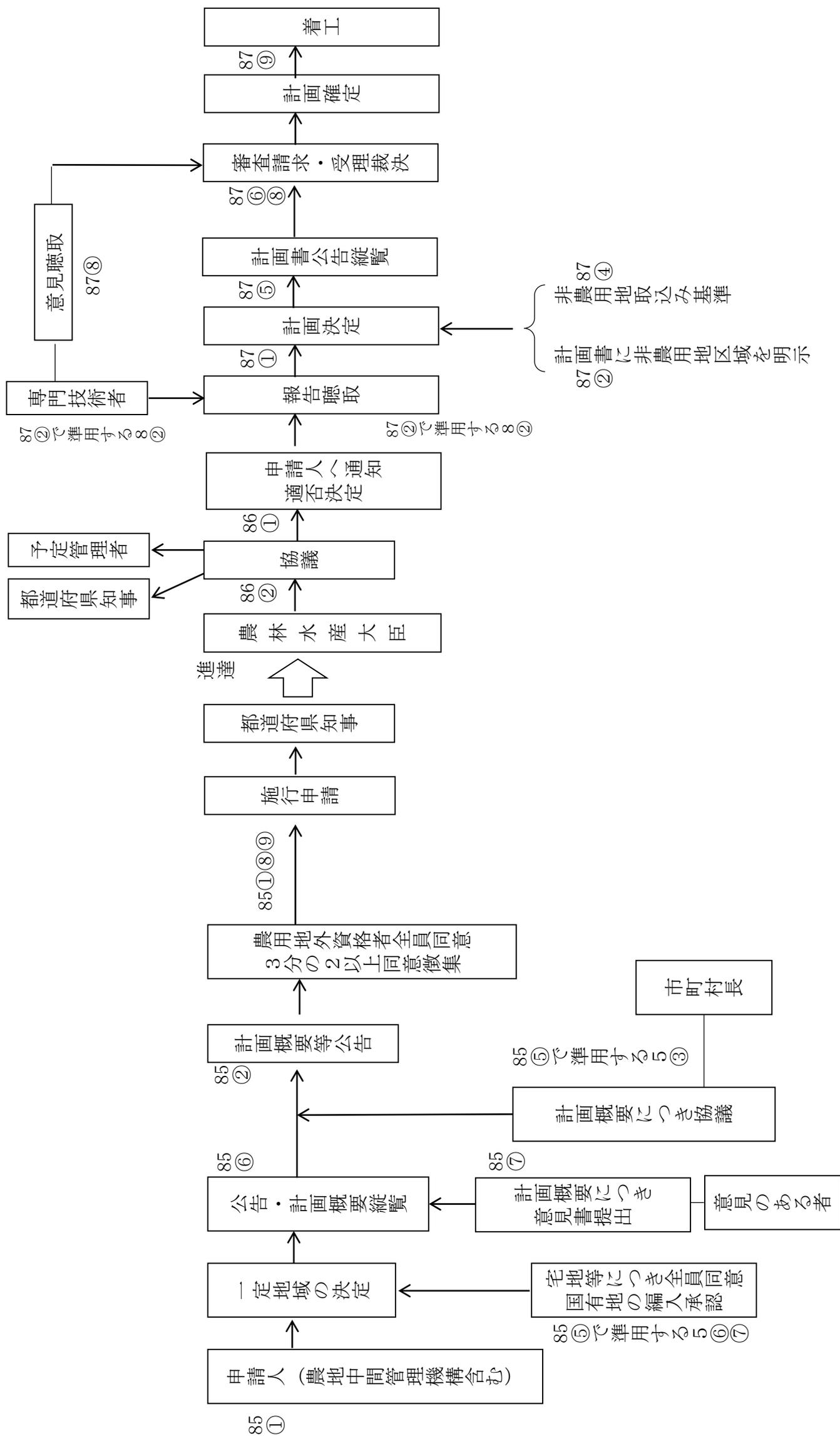
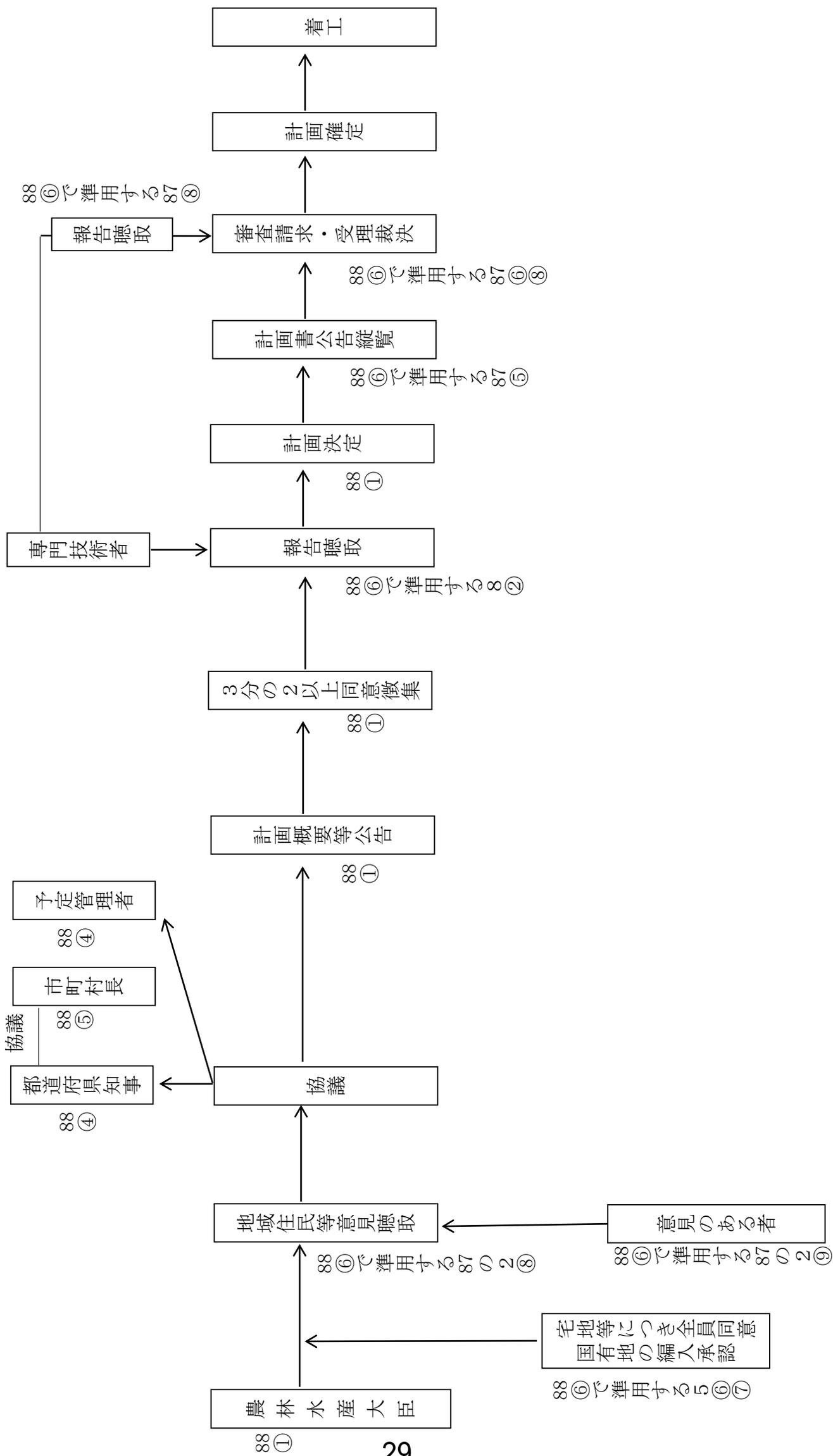


○国営土地改良事業の開始手続



○国営土地改良事業計画の変更手続



建設業許可等に係る経由事務について

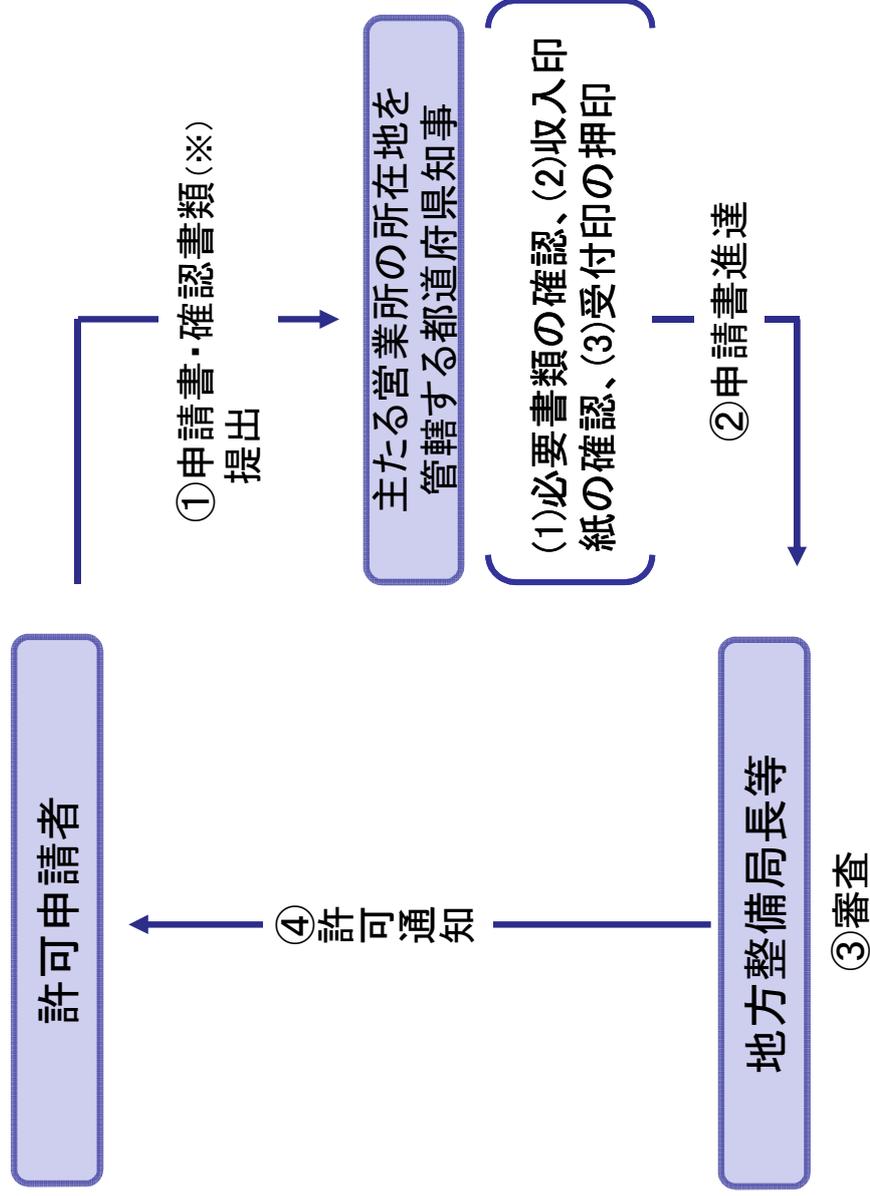
平成30年8月7日

国土交通省 土地・建設産業局

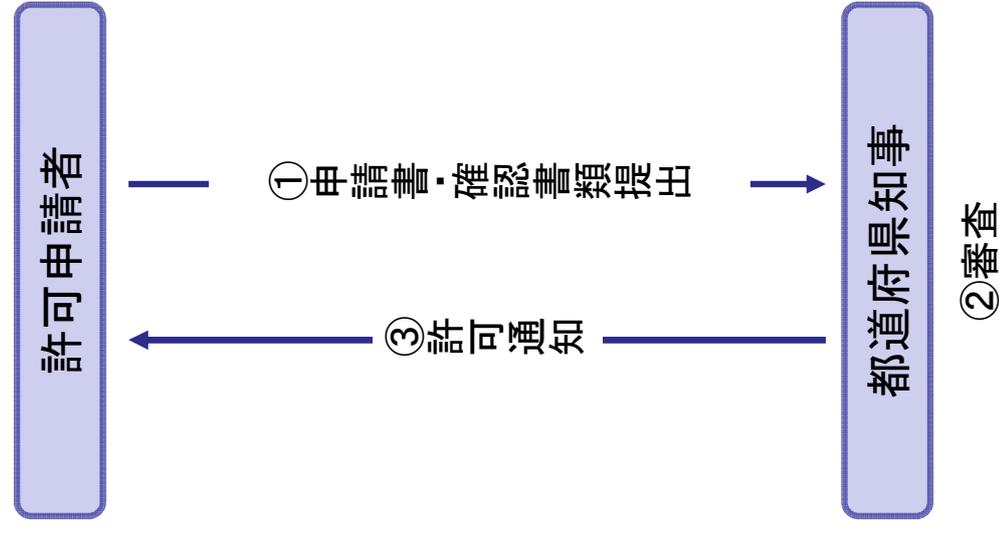
建設業許可事務のフローについて

- 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 一の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【国土交通大臣許可の場合】



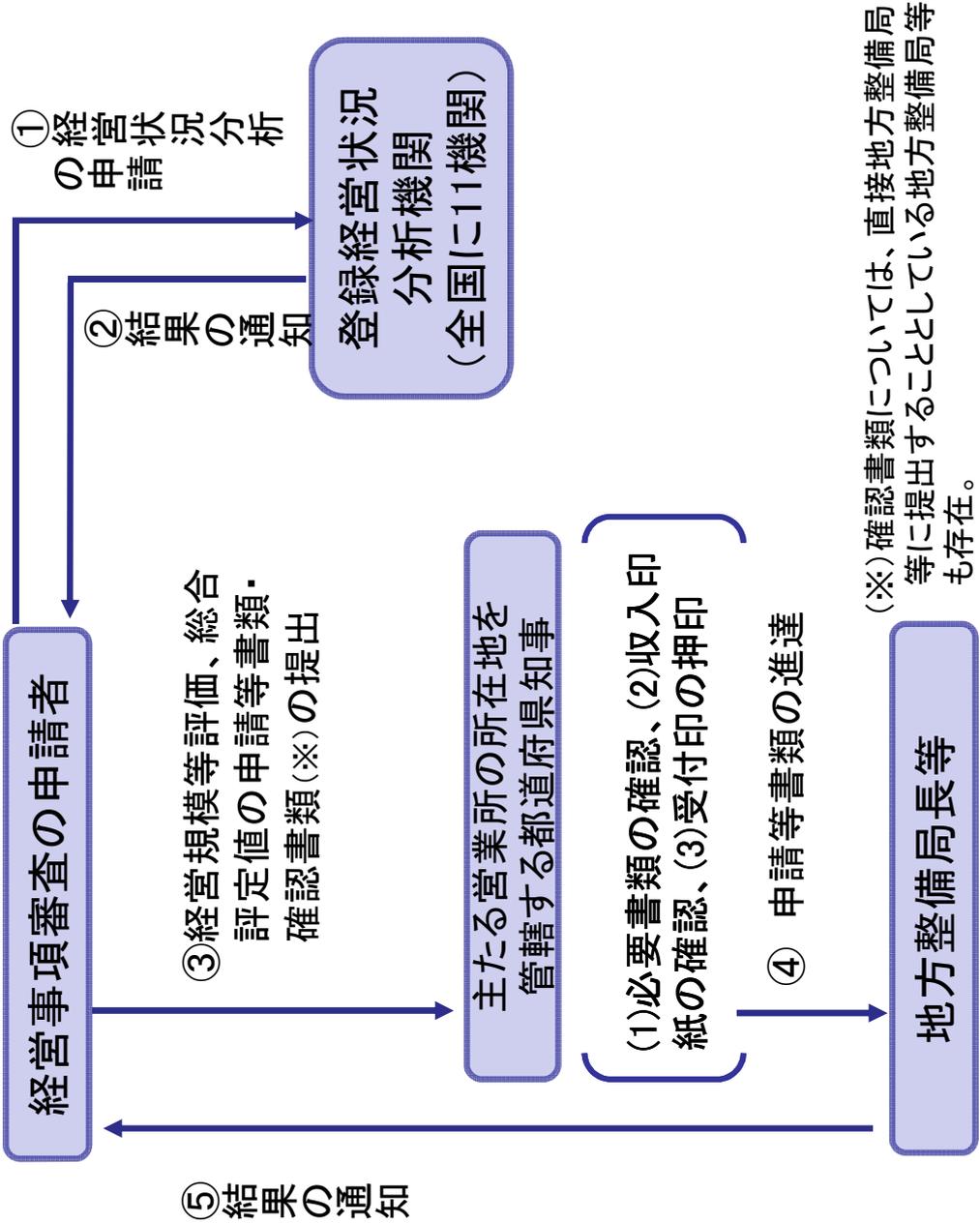
【都道府県知事許可の場合】



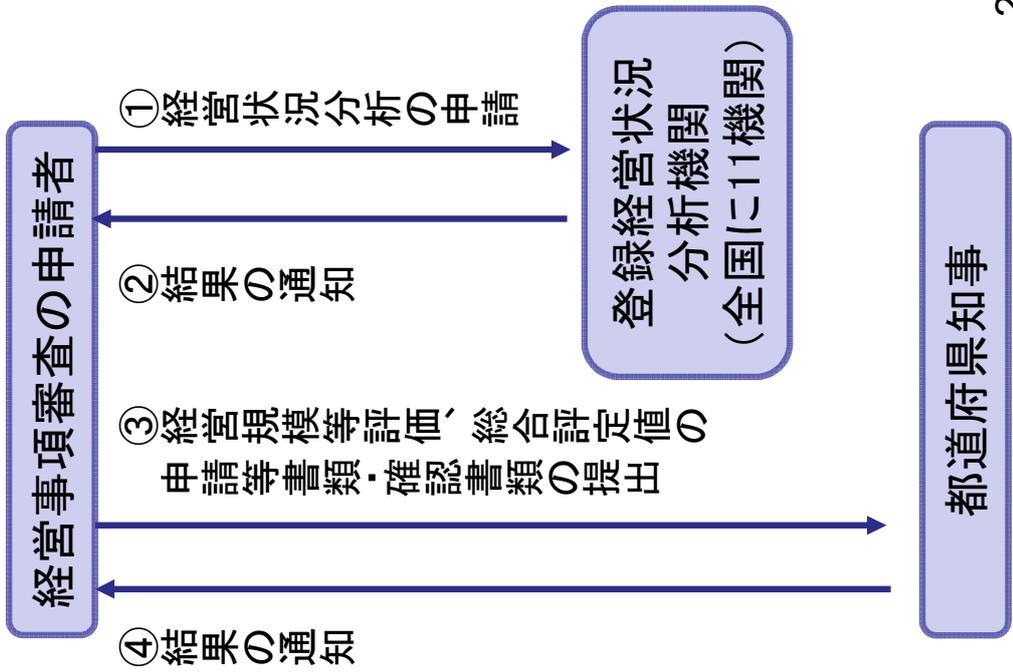
経営事項審査事務のフローについて

- 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならない。
- 経営事項審査は、経営状況分析（登録経営状況分析機関が実施）と経営規模等評価（許可行政庁が実施）からなり、それぞれの結果をもとに総合評定値が算出される。

【国土交通大臣許可の場合】



【都道府県知事許可の場合】



国土交通省の基本的な考え方

○ 申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する等の観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い（郵送での提出を認めている都道府県においても、実態として、対面での窓口申請を基本とするケースが相当数ある）。

このため、都道府県經由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除く大半の申請者にとっては、従来よりも申請負担が増大し、むしろ申請利便が低下するおそれ。

○ 一方で、建設業の働き方改革を進める観点から、書類の簡素化、将来的な電子申請化を図るとの方針を打ち出しており、これらの方向性が定まった段階であれば、經由事務を廃止すると結論づけることは差し支えない。

33



平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）

○建設業法（昭24法100）

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務（44条の4）については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聞きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



現在、地方公共団体および建設業者に対し、都道府県經由事務に関するアンケート調査を実施中

建設業許可申請等に係る経由事務に関するアンケート調査について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を受け、地方公共団体および建設業者に都道府県経由事務に関するアンケートを地方分権改革推進室と連名で発出。

○ アンケート対象

- ・都道府県(47)
- ・建設業者(大臣許可業者のみ)

○ アンケート項目(カッコ内は選択肢)

・都道府県あて

- ①経由事務の処理に必要な体制と形式審査の内容(対応人数、必要書類の有無、収入印紙の有無、受付印、等の確認)
- ②形式審査の結果、申請者に対して補正を求めるとした場合の対応(補正件数、1件あたりの所要時間)
- ③経由事務について負担感(大いに負担となっている、負担となっている、負担となっていない)
- ④経由事務に対する意見・要望(現行のままでもよい、直接地方整備局あての提出がよい、どちらでもよい)
- ⑤④の理由(自由記述)

・建設業者あて

- ①経由事務に対する意見・要望(現行のままでもよい(窓口又は郵送)、直接地方整備局あての提出(郵送)がよい、どちらでもよい)
- ②①の理由(自由記述)
- ③直接地方整備局あての提出とした場合の課題(自由記述)

○ スケジュール

7月下旬 アンケート発出

(都道府県宛:20日、建設業者宛:23日)

8月24日 アンケート〆切

平成30年中目途 経由事務の廃止の可否
について結論

9月中旬 最終集計